

令和6年4月1日

## 令和6年度 魚沼市立堀之内小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この魚沼市立堀之内小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、平成25年法律71号として施行されたいじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定する。

### 1 いじめ防止のための基本的な方向

#### いじめの定義

##### いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめ類似行為

##### 新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

（例）インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

#### (1) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめ未然防止を図る必要がある。このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されないことである」ということの理解を促して、根絶しようという態度を行き渡らせるよう、計画的、組織的に取り組んでいかなければならない。いじめ類似行為に関しても同様に防止対策を講ずる。

また、いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく必要がある。

#### (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として計画的かつ迅速に行い、継続的に組織として取り組む。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。（別紙）
- ③ アンケートを活用して、実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。（PDCAサイクルによる）
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、「いじめ見逃しゼロ」に対する意識の共有と、いじめ防止の取組に対する資質の向上を図る。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 構成員

校長，教頭，教務主任，生活指導主任，養護教諭

(必要に応じて，緊急的な組織や拡大的な組織を構成する)

② 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正・評価の中核としての役割

イ いじめの相談・報告の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

エ 提供された情報について対策会議を開いて，情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

PTA 総会や学年懇談会，生徒指導便りや学校便り等で，いじめの防止等に関する保護者の責務と学校基本方針の概要や具体的取組について伝え，意識の啓発を行う。

② 地域の活動によるいじめの未然防止

ア PTA 地域行事の活性化および活動中の見取りの強化を呼びかける。

イ 地域の見守り隊による見取りをお願いし，情報を定期的に伝えてもらうようにする。

ウ 学童保育とも連携し，情報を共有しいじめの未然防止に努める。

(5) 関係機関との連携

① 警察，児童相談所，市教委，学校カウンセラー等との連携

② 中学校区保小中の連携の強化

## 2 いじめ防止等のための具体的取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育の充実

② 人権教育，同和教育の充実

③ わかる授業作り，児童が参加・活躍できる授業の工夫

④ 全校 SSE の実施

⑤ 社会性の育成

ア 全校縦割り班による異学年交流

イ 生活科・総合的な学習を通じた地域交流

ウ 学校行事や課外活動における地域での発表活動

⑥ 児童が主体となった，いじめ防止活動

ア いじめ見逃しゼロスクール集会の実施

イ 「温かい学級作り」への取組

⑦ 中1ギャップ解消の取組

ア 地区教振「豊かな心部会」における情報交換

イ 小中交流会の実施

ウ 中学校職員による出前授業の実施

⑧ 職員間の連携・情報交換

ア 定例の情報交換会

- イ 生徒指導記録簿による報告・連絡・相談体制の強化
- ウ 管理職，生活指導主任，学年，学年部が一体となった行動連携

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケートの実施
  - ア 学校生活アンケート，WEBQU 調査
  - イ アンケートの分析と対応協議の充実
- ② 教育相談の充実
  - ア 毎学期 1 回の教育相談の実施
  - イ 教育相談における情報の共有化
- ③ 日常の観察
  - ア 学級担任や養護教諭，授業入教職員等における毎日の観察
  - イ 定例の情報交換会
- ④ 保護者・地域との連携
  - ア 保護者からの相談を受け入れる体制の確立
  - イ 見守り隊の方から通学時の様子を寄せてもらう体制の確立
- ⑤ 各種相談機関の紹介

(3) いじめへの即時対応（事後対応）の取組

- ① 組織を活用した状況調査
    - ア いじめに関する相談を受けた場合は，速やかに事実確認をする。
    - イ 「いじめ不登校対策委員会」を開催し，組織としての対応を検討・実施し，職員の共通理解を図る。
    - ウ 「いじめ不登校対策委員会」による正確な実態把握をする。（質問紙調査や聞き取り調査）
      - ※いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。また，調査に先立ち，趣旨を説明する。
  - ②市教委への報告
    - ア いじめを認知次第，教頭が市教委へ第 1 報を入れる。
    - イ 生活指導主任が「いじめ報告シート」を作成し，市教委へ提出する。
  - ③ いじめられている児童の保護，状況に合わせた継続的なケア，落ち着いた学校生活復帰の支援および学習支援，必要に応じ別室等の確保
  - ④ いじめをしている児童への指導，状況に合わせた継続的なケア
  - ⑤ 関係児童の保護者への対応，経過報告，定期的な情報提供と情報交換，対応策の協議
  - ⑥ その他の児童に対する対応
    - ア 学級担任による児童への説明と指導
    - イ 学年集会や全校集会における指導
- ※プライバシーや個人情報保護に留意する。

### 3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い
  - ア 児童が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な障害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

- ② いじめにより、相当の期間（目安として年間 30 日）欠席することを余儀なくされていることが疑われる場合。また、一定期間継続して欠席している場合や、児童や保護者から重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、指導・助言を受ける

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合

設置者の調査組織に必要な資料提供など、調査に協力する。